

ご存知ですか？

# 神奈川県セキュリティ・アパート認定制度

## セキュリティ・アパート認定制度とは、

神奈川県内に所在するアパートにつき、住宅への侵入を伴う窃盗や性犯罪などの犯罪の防止に配慮した構造及び設備を有するアパートを一定の基準で評価し、認定・登録することにより、防犯に優れたアパートの情報提供とその普及を図り、安全で安心して暮らせるまちづくりを目指す取り組みです。神奈川県警察と連携して推進しています。

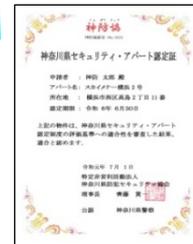
こんな被害を未然に防ぐために、



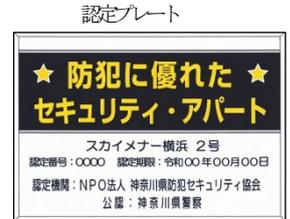
## 認定制度の概要

認定者	NPO 法人神奈川県防犯セキュリティ協会
公認	神奈川県警察
対象物件	賃貸集合住宅（規模、構造、新築・既築を問わない）
申請者	物件の所有者、管理人又は代理人
認定交付	認定証、認定プレート

\*制度の詳細は当協会のホームページをご覧ください。



認定証



認定プレート



## 評価のポイント； 37の評価項目があります。

- ① 共用玄関にはオートロックシステムを設置
- ② 専用住戸に緊急時に異常を知らせる警報装置を設置
- ③ 共用玄関やエレベータには防犯カメラを設置
- ④ 共用部は外部からの見通しと照度の確保
- ⑤ 専用玄関にはテレビ付きインターホンを設置
- ⑥ 窓や扉には防犯性能の高い建物部品(注)を採用

\*①と②はどちらかの設備が必要です。③と⑥には補完措置があります。

## ご案内

(注) 防犯性能の高い防犯建物部品とは、国土交通省、経済産業省、警察庁及び建物部品関連民間5団体で構成する「官民合同会議」において建物部品の防犯性能基準が決められ、この試験に合格した製品を言い、「CP部品」とも呼ばれています。

アパートのオーナー様、建築会社様へ、……積極的にセキュリティ・アパートの認定取得を御願いたします。

制度の詳細説明や申請手順、認定手数料等は当協会のホームページをご覧ください。申請書の作成は協会でお手伝い致します。

## 制度普及により、期待される効果

入居者の防犯ニーズの高まり → 選択の拠り所は？ → セキュリティ・アパート！

入居者は、

- ◆ 犯罪被害リスクの軽減
- ◆ 本人・家族の不安解消

&

家主・管理者は、

- ◆ 犯罪被害の抑止効果
- ◆ 入居者の防犯意識向上
- ◆ 入居率の向上

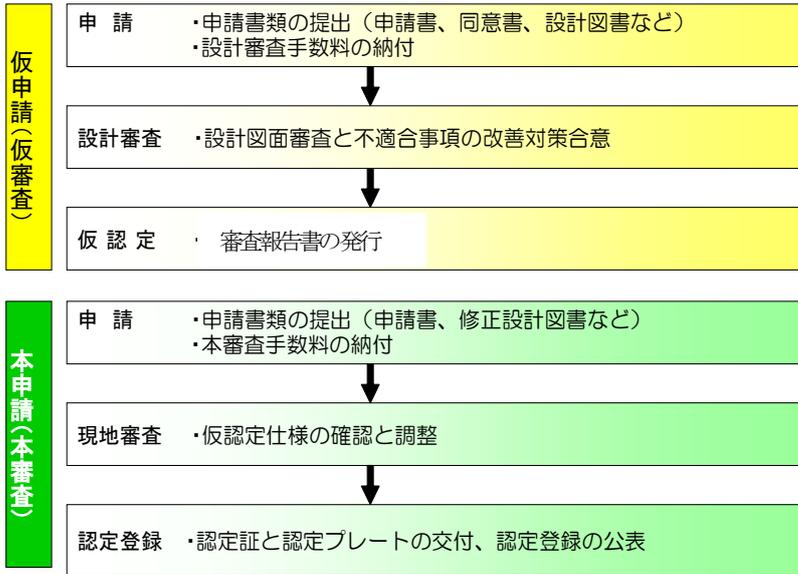
➔

安全で安心な住環境の創造

- ・認定物件はホームページで公表
- ・自治体、警察、学校などへ認定物件情報の提供

# 「神奈川県セキュリティ・アパート認定制度」の概要

## 審査の流れ／新築物件



## 申請手続き

### ＜申請に当たっての御願い＞

・申請の前に下記の資料をお読み頂き、本制度を十分理解して頂くように御願い致します。

- ① 神奈川県セキュリティ・アパート認定制度の運用要領
- ② 業務契約約款
- ③ 評価基準

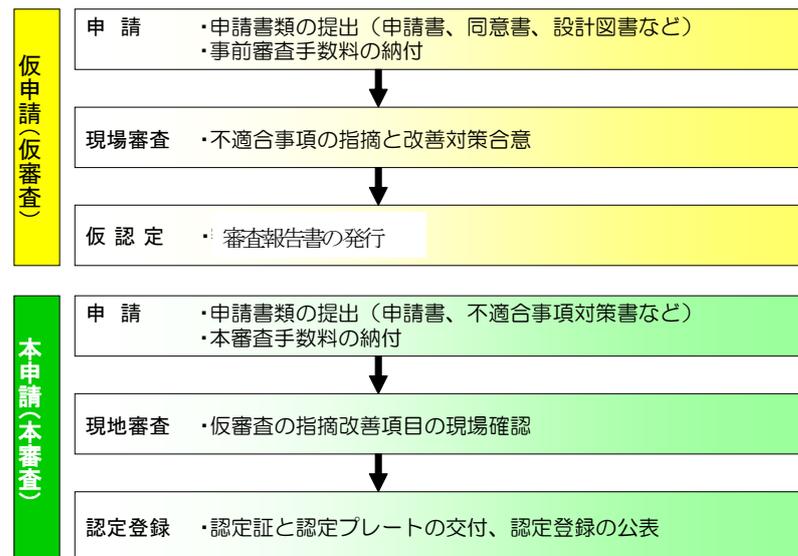
### ＜申請書類＞

- ① 認定申請書
- ② 同意書
- ③ 設計図書(建物外観図、平面図、建具表等)
- ④ 設備点検記録(既築の場合) など

★以上の資料、書式は当協会のホームページからダウンロードしてください。

★申請の手続きや書類の作成などは当協会が直接支援致しますのでご相談ください。

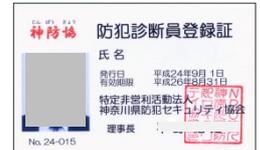
## 審査の流れ／既存物件



## 審査・認定の仕組み

### ＜審査員＞

本制度の制定に深く係わり、防犯診断等で地域防犯活動に貢献している会員に協会が委嘱しています。審査員は協会発行の登録証を常に携帯し、評価基準に従って、忠実に審査いたします。



### ＜認定委員会＞

審査員の審査報告を受け、協会の有識者数名で構成する認定委員会で、公正忠実に認定の可否を判断します。

(審査員単独では認定の可否を判断できません。)

## ご注意！

神奈川県セキュリティ・アパート認定制度は、犯罪の発生しにくい一定の防犯性能を有する建物の普及により犯罪の抑止に資することが目的であって、認定を受けたアパートにおいて犯罪が発生しないことを保証するものではありません。

従って、認定を受けたアパートにおいて犯罪が発生した場合の賠償責任を認定機関が負うことはありません。

大事なことは、利用する入居者の防犯意識が無ければ「認定」も意味をなさないということです。例えばCPの錠前を採用しても、無施錠での外出や就寝では意味がありません。入居者の防犯意識が制度を支え、ご自身を守ります。

(問い合わせ先)

NPO 法人 神奈川県防犯セキュリティ協会

公益社団法人神奈川県防犯協会連合会賛助会員  
神奈川県犯罪のない安全安心まちづくり推進協議会会員  
神奈川県警察委嘱「防犯コンシェルジュ」所属

〒220-0011 横浜市西区高島 2-11-2-312

電話/FAX 045-451-0232

ホームページ <http://www.sssak.org>